

町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 ( 2 0 1 8 年 ) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例

町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（平成27年3月町田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の66第1号イ（3）」に、「主任介護支援専門員研修を修了した者」を「主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 略</p>	<p>(人員に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 略</p>